

令和6年7月17日

保護者 様

松阪市教育委員会

学校教育活動における熱中症事故防止に向けた対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より、学校における教育活動にご理解・ご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

令和6年4月から、気温が著しく高くなり、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合、国から「熱中症特別警戒アラート」が発表されることになりました。

松阪市教育委員会としましては、このことを踏まえ、「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応方針について、下記のとおり整理をいたしました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き熱中症対策にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応

「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、次のような対応を行います。

「熱中症特別警戒アラート」とは、翌日県内全ての観測地点（12ヶ所：桑名、四日市、亀山、上野、津、小俣、粥見、鳥羽、南伊勢、紀伊長島、尾鷲、熊野新鹿）で暑さ指数（WBGT）※の最高値が35以上になると予想される場合に、前日の14時頃国から発表されるものです。

※暑さ指数（WBGT）：熱中症の危険度を判断する数値

→気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた温度の指標

「暑さ指数35」は、「気温35度」と同じではありません。

（1）原則として、休校の対応を行います。

※前日の14時頃国から発表されるため、その発表に基づき、各学校より児童生徒、保護者の皆様に学校配信メール等により連絡を行います。

（2）「熱中症特別警戒アラート」発表地域内で実施する校外学習、部活動の大会・練習等の各種行事について、原則として、中止・延期とします。

※三重県で発表されている場合以外にも、三重県では発表されていないが、他府県で発表されている場合等も含みます。

（3）「熱中症特別警戒アラート」が発表されていない場合でも、松阪市の粥見観測地点で暑さ指数（WBGT）35以上が予想される場合は、アラートが発令された場合の方針に準じて休校とします。

※前日の17時頃国から発表されるため、その発表に基づき、各学校より児童生徒、保護者の皆様に学校配信メール等により連絡を行います。

（4）児童生徒が在校中、活動場所での実測で暑さ指数（WBGT）35以上となった場合は、活動場所や活動内容の変更、又は中止・延期を行います。